

令和6年度 生活支援部会の活動について

(部会長) 社会福祉法人愛光 近藤

(事務局) 障害福祉課 平野、向後、荒木、高橋

【部会の目的】

- ・ 地域の課題を整理し、暮らしを支援するために必要なことを検討する。
- ・ 部会活動を通じて、市内グループホーム間の関係を築く。
- ・ 必要に応じ課題解決のために作業部会を設け、検討を行う。

【作業部会とその目的】

医ケア児者の災害対策検討部会

- 医ケア医療ケア児者の災害対策についての検討を行う。

グループホーム等事業所連絡会

- 市内グループホームが、地域資源として有効活用され支援力を高めていくために、連携し、課題解決のための検討を行う。

【課題】

(1) 医ケア児者の災害対策検討部会

○医療的ケア児者に対する、災害時の必要な支援等についての検討

- ・ 医療的ケア児者に対する周囲の理解を促進し、地域で災害時等に支援できる仕組みの構築が必要
- ・ 医療的ケア児者が災害時でも生存できるよう事前の準備への啓発が必要

○医療的ケア児者が、災害時に避難する際に使用する「個別避難計画」の様式等の作成

- ・ 災害時でも安心して暮らせるよう、医療的ケア児者の個別避難計画の作成を推進していく。

(2) グループホーム等事業所連絡会

○市内グループホーム間の横のつながりの強化

- ・ 各グループホームが連携し、問題等を共有することで、抱えている課題等を解決に導けるよう、横のつながりを強化していく。

【令和6年度の成果・活動目標】

- ・ 医療的ケア児者のモデルケースによる避難訓練の実施
- ・ 医療的ケア児者の個別避難計画書の様式等の作成

【令和6年度の活動内容（作業部会を含む）】

- ・ 課題解決に関しては、必要に応じ作業部会を設け検討を行う。作業部会の設置期間については、都度必要に応じた期間設定を行う。（現在2部会を設定）

- ・（医ケア児者の災害対策検討部会）昨年度に引き続き、医療的ケア児者が災害時であっても、生活を続けていくために必要な支援等についての検討と、医療的ケア児者の個別避難計画書等の作成に取り組む。また実際にモデルケースにて、個別避難計画を作成し、それに基づいて避難訓練を実施する。取り組みについては、佐倉市災害時要援護者等対策検討部会へ情報提供する。
- ・（グループホーム等事業所連絡会）事業所間の横のつながりの強化を目指し、年1回を予定とした連絡会の開催を目指す。グループホーム間の連携で互いにより良い支援に繋がり、佐倉市の地域資源として活用が進むように取り組む。今年度は業務の詳細な点での疑問や改善等に繋がる内容としたい。議論の内容によっては、当事者団体等の意見を参考にする必要があるため連絡会への参加を依頼する。

※また、専門部会合同開催により、「事業所における障害者虐待の防止等に関する研修」（R6.10.21）を実施。

【令和6年度開催予定と議題等】

回	開催日(予定)	会場	議題、活動内容
1	R6.7.18	南部地域福祉センター	・今年度の部会活動について
2	R6.12.12	南部地域福祉センター	・作業部会の進捗について
3	R7.3.6	南部地域福祉センター	・今年度のまとめ ・佐倉市障害者総合支援協議会への提案事項の確認

（医ケア児者の災害対策検討部会）

回	開催日(予定)	会場	議題、活動内容
1	R6.5.10	佐倉中央公民館	・今後の予定及び計画の方向性の確認 ・災害に対する備えチェックリストについて
2	R6.7.16	佐倉中央公民館	・中志津モデルケースについて ・災害に対する備えチェックリストについて
3	R6.8.29	佐倉中央公民館	・今年度の医療的ケア児者の避難訓練について ・白銀モデルケースについて
4	R6.9	未定	・中志津地区の避難訓練について ・個別避難計画書の書式について

5	R6.10	未定	・白銀地区の避難訓練について ・中志津地区の避難訓練の振り返り ・個別避難計画書の書式について
6	R6.12	未定	・白銀地区の避難訓練の振り返り ・個別避難計画書の書式について
7	R7.2	未定	・生活支援部会への報告 ・佐倉市障害者総合支援協議会への提案

(グループホーム等事業所連絡会)

回	開催日(予定)	会場	議題、活動内容
1	R7.1.16	南部地域福祉センター	・情報交換 ・業務上の課題、改善について

【構成員】

(1) 生活支援部会 32人

当事者団体(3)、障害福祉サービス事業者(28)、佐倉市社会福祉協議会(1)
(※検討内容により構成員は変動する)

(2) 医ケア児者の災害対策検討部会 9人

当事者団体(1)、障害福祉サービス事業者(5)、佐倉市社会福祉協議会(2)、
佐倉市生活支援コーディネーター(1)
(※検討内容により構成員は変動する)

(3) グループホーム等事業所連絡会 19人

障害福祉サービス事業者(19)
(※検討内容により構成員は変動する)

において、児童に対する適切なサービスを提供することができるよう、障害児支援に係る知識の向上等が必要。

(3) 医療的ケア児等の暮らしを考える作業部会

医療的ケア児者へのアンケート調査等を実施し、現状の把握、課題（災害時対応を含む）の抽出を行い、今後の支援策や支援体制の方向性について取りまとめを行う。

【令和6年度の成果・活動目標】

(1) 療育支援・教育部会

- 佐倉市ライフサポートファイルの活用促進
- 障害児支援に係る知識等の習得

(2) 佐倉市児童通所支援事業所連絡会

- 通所支援事業所の提供サービスの維持・向上
- 障害児支援に係る知識等の習得

(3) 医療的ケア児等の暮らしを考える作業部会

- 医療的ケア児者等に係る支援策や支援体制等の取りまとめ

【令和6年度の活動内容（作業部会を含む）】

(1) 療育支援・教育部会

- 佐倉市ライフサポートファイルの活用促進
- ・教育機関等の関係者への説明や障害福祉課 HP 掲載による周知
- ・教育センター、健康管理センター、佐倉市さくらんぼ園、障害福祉課における希望者への配布
- 障害児支援に係る知識等の習得
- ・千葉県相談支援アドバイザー事業の活用による研修会（児童発達支援）の実施
※児童通所支援事業所連絡会との合同開催

(2) 佐倉市児童通所支援事業所連絡会

- 通所支援事業所の提供サービスの維持・向上
- ・通所支援事業所間の情報交換や事例検討（グループ討議）の開催
- 障害児支援に係る知識等の習得
- ・千葉県相談支援アドバイザー事業の活用による研修会（児童発達支援）の実施
※療育支援・教育部会との合同開催

令和6年度 啓発・権利擁護部会の活動について

(部会長) 社会福祉法人愛光 安部

(事務局) 障害福祉課 長谷川、佐藤(幸)、佐藤(英)

【部会の目的】

- ・ 障害の理解促進のため、啓発・広報活動などの充実に関する検討を行う。
- ・ 障害者の権利擁護（虐待防止、障害者差別解消など）についての課題を整理し、必要な施策の検討を行う。

【課題】

- ・ 障害理解のための効果的な啓発（特に子どもへの啓発）
市障害者計画の基本目標として「障害理解の促進」を掲げられており、障害者週間等を活用した効果的な啓発、障害のある人とない人が共に活動する場の創出を検討する。
- ・ 障害者虐待防止や障害者差別解消の推進
- ・ 成年後見制度の周知、利用促進

【令和6年度の成果・活動目標】

- ・ 啓発活動を行い、市民や企業等に対し障害者理解の促進を図る。
- ・ 市内の事業所に対し、障害者虐待防止の啓発活動を行う。
- ・ 佐倉市成年後見支援センターと連携し、当事者家族へ成年後見制度の周知・啓発を実施する。
- ・ 子ども向けの福祉教育について、検討を行う。

【令和6年度の活動内容】

- ・ 障害者週間に開催する市イベントについて、障害理解を効果的に行うための検討を行う。
- ・ 成年後見制度について、当事者や当事者家族へ理解してもらうための取組を実施する。
- ・ 子ども向けの障害理解のための取組（福祉教育等）を検討、実施する。
（療育支援・教育部会（児童通所支援事業所連絡会）や佐倉市教育部との連携）
- ・ 施設従事者による障害者虐待防止のため、障害福祉サービス事業所への研修を行う。

※また、専門部会合同開催により、「事業所における障害者虐待の防止等に関する研修」（R6.10.21）を実施。

【令和6年度開催予定と議題等】

回	開催日(予定)	会場	議題、活動内容
1	R6.5.27	健康管理センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第7次佐倉市障害者計画・第7次障害福祉計画について ・ 専門部会の取組について ・ 令和6年度の部会活動について（意見交換） ・ 施設従事者向け障害者虐待研修について ・ 障害理解促進のイベント等について
2	R6.7.29	健康管理センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部会員の交代について ・ 障害者虐待防止について ・ 佐倉市における福祉教育について ・ 令和6年度障害者週間の実施内容（意見募集）
3	R6.9.30	健康管理センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回障害者総合支援協議会について（報告） ・ 施設従事者向け障害者虐待研修について ・ 子ども向けの障害理解のための方策の検討
4	R6.11.25	健康管理センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設従事者向け障害者虐待研修の結果について（報告） ・ 障害者週間イベントの内容について ・ 子ども向けの障害理解のための方策の検討
5	R7.1.27	健康管理センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者週間イベントの報告・検証 ・ 令和7年度の事業計画について（他専門部会との連携について）
6	R7.3.27	健康管理センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2回障害者総合支援協議会について（報告） ・ 第2回障害者差別解消支援地域協議会について（報告） ・ 令和7年度の事業計画について

【構成員】 13人

当事者家族会(4)、ボランティア(2)、社会福祉法人(5)、NPO(1)、佐倉市（指導課）(1)

令和 6 年度 就労支援部会の活動について

(部会長) 社会福祉法人福葉会 木村

(事務局) 障害福祉課 土屋、勝田、前所

【部会の目的】

- ・ 市内の障害のある方の働くことに関しての土壌作りをすすめる。
- ・ 障害特性に応じた就労（一般就労、福祉就労）について啓発を促すとともに、雇用について調査をすすめ、障害のある方の就労の機会の確保・質の向上に寄与する。

【作業部会とその目的】

作業部会

- 就労系サービス事業所の効果的な周知・啓発を行うと共に、障害者が希望する就労や日中活動の実現のための効果的な取組を推進する。

(構成員：就労系サービス事業所)

【課題】

- ・ 継続的な受注の確保による安定した工賃の支給（おもに B 型事業所）
- ・ 障害者雇用に取り組む企業との連携（施設外就労等の推進）
- ・ 民間企業等における、障害や障害者についての理解が少ない
- ・ 障害者優先調達推進法に基づく受注の拡大
- ・ 就労系サービス事業所の販売機会の確保
- ・ 就労継続支援事業所の利用者の確保

【令和 6 年度の成果・活動目標】

- ・ 企業との交流を行い、施設外就労や作業の受注に結びつける。
- ・ 事例検討会等を行い、事業所のサービスの質の向上を図る。
- ・ 障害者優先調達推進法による受注件数を拡大する。

【令和 6 年度の活動内容（作業部会を含む）】

- ・ 企業見学会の開催
- ・ 市イベントへの参加（理解促進、販売機会の確保）
- ・ 企業と就労系事業所の交流機会の創出検討

- ・ 事例検討会の実施
- ・ 庁内への優先調達の周知

※また、専門部会合同開催により、「事業所における障害者虐待の防止等に関する研修」(R6.10.21)を実施。

【令和6年度開催予定と議題等】

(就労支援部会)

回	開催日(予定)	会場	議題、活動内容
1	R6.5.9	社会福祉センター3階中会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度出店等イベントについて ・令和6年度の部会活動について(意見交換) ◇ 第7次佐倉市障害者計画・第7次障害福祉計画の策定 ◇ 就労支援部会及び作業部会での活動 ・重度障害者等就労支援特別事業の実施について(報告)
2	R6.11.13	社会福祉センター3階中会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者週間に開催する市イベントについて ・作業部会の活動報告
3	R7.3.5	社会福祉センター3階中会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者総合支援協議会について(報告) ・作業部会の報告 ・来年度の部会活動について

(作業部会)

回	開催日(予定)	会場	議題、活動内容
1	R6.7.22	社会福祉センター3階中会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ワタキューセイモア株式会社 佐倉工場の見学について(報告) ・企業等(工業団地連絡会など)への提供資料の作成について(意見聴取) ・企業に就労系事業所を知ってもらうための活動(意見交換)
2	R6.9.11	社会福祉センター3階中会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・企業との交流について ・事例検討について ・作業部会の今後の活動について(情報交換したいことの集約等)

3	R6.12.25	社会福祉センター 3 階 中会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 7 年度の部会活動について ・事例検討について (事業所利用者からの要望とその対応について) ・優先調達について
---	----------	-------------------	--

【構成員】

(1) 就労支援部会 38 機関

サービス事業所 (28)、障害者就業・生活支援センター (1)、ハローワーク (1)、
 印旛特別支援学校さくら分校 (1)、当事者団体(2)、相談機関 (3)、
 その他関係機関 (2)

(2) 作業部会 28 事業所

就労系サービス事業所 (28) ※就労継続支援 A・B、就労移行 等

令和6年度 療育支援・教育部会（佐倉市特別支援教育連携協議会）
の活動について

（部会長） 社会福祉法人千手会 須藤
（事務局） 障害福祉課 東城、木村、柿澤、浅沼
教育センター 白澤

【部会の目的】

- ・ 保健、医療、教育及び福祉等の各分野の連携強化に資する方策等を検討、実施することにより、障害児者の早期発見・早期療育を図る。

【作業部会とその目的】

佐倉市児童通所支援事業所連絡会

- 通所支援事業所間の情報交換や事例検討（グループ討議）等により、通所支援事業所の提供サービスの維持・向上を図る。

医療的ケア児等の暮らしを考える作業部会

- 関係機関が連携し、医療的ケア児の現状や課題（ニーズ）の把握、医療的ケア児及びその家族に対する支援策の検討・実施を行う。

【課題】

（1）療育支援・教育部会

○佐倉市ライフサポートファイルの活用促進

- ・ 佐倉市ライフサポートファイルは、障害を持つ子どもの療育・教育や、成長発達、関係機関における取組内容等の記録をファイル化し、子どもの進学・進級等のライフステージの変化があった場合においても、これまでの同様に療育支援・教育を受けられるよう、関係機関の担当者がその子どもに対して共通理解を深めるためのツールとして作成。
- ・ 教育センター、健康管理センター、佐倉市さくらんぼ園、障害福祉課において希望者に配布しているが、更なる認知度の向上と活用状況の把握方法を検討する必要。

（2）佐倉市児童通所支援事業所連絡会

○通所支援事業所の提供サービスの維持・向上

- ・ 株式会社等による児童通所支援事業への参入や、児童通所支援事業所と幼稚園・保育園との併設等により、事業所数は増加傾向となっている。他方、事業所を閉鎖する事業者も存在している状況。
- ・ 事業所によって、提供するサービスにばらつきがあると考えられるため、全ての事業所に

において、児童に対する適切なサービスを提供することができるよう、障害児支援に係る知識の向上等が必要。

(3) 医療的ケア児等の暮らしを考える作業部会

医療的ケア児者へのアンケート調査等を実施し、現状の把握、課題（災害時対応を含む）の抽出を行い、今後の支援策や支援体制の方向性について取りまとめを行う。

【令和6年度の成果・活動目標】

(1) 療育支援・教育部会

- 佐倉市ライフサポートファイルの活用促進
- 障害児支援に係る知識等の習得

(2) 佐倉市児童通所支援事業所連絡会

- 通所支援事業所の提供サービスの維持・向上
- 障害児支援に係る知識等の習得

(3) 医療的ケア児等の暮らしを考える作業部会

- 医療的ケア児者等に係る支援策や支援体制等の取りまとめ

【令和6年度の活動内容（作業部会を含む）】

(1) 療育支援・教育部会

- 佐倉市ライフサポートファイルの活用促進
- ・教育機関等の関係者への説明や障害福祉課 HP 掲載による周知
- ・教育センター、健康管理センター、佐倉市さくらんぼ園、障害福祉課における希望者への配布
- 障害児支援に係る知識等の習得
- ・千葉県相談支援アドバイザー事業の活用による研修会（児童発達支援）の実施
※児童通所支援事業所連絡会との合同開催

(2) 佐倉市児童通所支援事業所連絡会

- 通所支援事業所の提供サービスの維持・向上
- ・通所支援事業所間の情報交換や事例検討（グループ討議）の開催
- 障害児支援に係る知識等の習得
- ・千葉県相談支援アドバイザー事業の活用による研修会（児童発達支援）の実施
※療育支援・教育部会との合同開催

(3) 医療的ケア児等の暮らしを考える作業部会

○医療的ケア児者等に係る支援策や支援体制等の取りまとめ

- ・アンケート調査結果（現状、課題等）の共有
- ・アンケート調査結果を踏まえた支援策や支援体制等の検討、方向性の取りまとめ

※また、専門部会合同開催により、「事業所における障害者虐待の防止等に関する研修」（R6.10.21）を実施。

【令和6年度の開催予定と議題等】

(1) 療育支援・教育部会

回	開催日	会場	議題、活動内容
1	R6.5.8	南部地域福祉センター	・児童通所支援事業所連絡会の報告 ・令和6年度開催スケジュール ・令和6年度連絡会における実施事項検討 ・研修「障害とは支援とは？」
2	R6.7.6		・児童通所支援事業所連絡会の報告 ・障害者差別解消法の概要 ・令和6年度障害福祉サービス等報酬改定 ・障害児通所支援のご利用の手引き（案） ・保育所等訪問事業の概要 ・令和6年度連絡会における実施事項検討
3	R6.10.3		・未定
4	R6.12.5		・未定
5	R7.2.6	志津コミュニティセンター	・千葉県相談支援アドバイザーによる研修会

(2) 佐倉市児童通所支援事業所連絡会

回	開催日	会場	議題、活動内容
1	R6.5.8	南部地域福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度開催スケジュール ・令和6年度障害福祉サービス等報酬改定 ・令和6年度連絡会における実施事項検討 ・研修「障害とは支援とは？」
2	R6.7.6		<ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消法の概要 ・令和6年度障害福祉サービス等報酬改定 ・障害児通所支援のご利用の手引き(案) ・保育所等訪問事業の概要 ・令和6年度連絡会における実施事項検討
3	R6.10.3		・未定
4	R6.12.5		・未定
5	R7.2.6	志津コミュニティセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県相談支援アドバイザーによる研修会

(3) 医療的ケア児等の暮らしを考える作業部会

回	開催日	会場	議題、活動内容
1	調整中	調整中	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査結果 ・支援策及び支援策の検討、方向性の取りまとめ

【構成員】

(1) 療育支援・教育部会 17人

当事者団体(3)、障害福祉サービス事業者(4)、教育機関(3)、相談支援事業所(1)、佐倉市社会福祉協議会(1)、佐倉市(こども保育課・こども家庭課・母子保健課)(3)【事務局】佐倉市(障害福祉課)・教育委員会(2)

(2) 佐倉市児童通所支援事業所連絡会 35人

障害福祉サービス事業者(30)、相談支援事業所(4)
【事務局】佐倉市(障害福祉課)(1)

(3) 医療的ケア児等の暮らしを考える作業部会 19人

当事者団体(1)、障害福祉サービス事業者(5)、医療機関等(2)、相談支援事業所(4)、佐倉市社会福祉協議会(1)、印旛保健所(1)、千葉県医療的ケア児等支援センター(1)、佐倉市(こども保育課・母子保健課)(2)
【事務局】佐倉市(障害福祉課)・教育委員会(2) (以上)

令和6年度 精神部会の活動について

(部会長) 社会福祉法人 千手会 鎌田

(事務局) 障害福祉課 日暮、三浦、井上、加藤

【部会の目的】

- ・ 佐倉市における精神症状のある方への支援のあり方を多角的方面より検討する。
- ・ 各委員（家族会・事業所・医療機関・行政）間での情報交換及び連携をとりながら、精神障害者の方々が地域で生活していくための支援について考えていく。
- ・ 佐倉市民の方々へ精神障害に関する理解を深めてもらうための方法を検討する。（民生委員等の理解促進等）

【作業部会とその目的】

- ・ 「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」の構築推進のため、佐倉市における精神保健福祉の総合的な対策を検討する。

【課題】

- ・ 精神障害に対する地域理解
- ・ 「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に関する具体的な方策
- ・ 当事者部会からの意見の具体化へ向けた取り組み
- ・ 市内外の病院や地域の支援機関と連携した支援体制の構築

【令和6年度の成果・活動目標】

- ・ 各委員（当事者・家族会・事業所・医療機関・行政）間での情報交換及び連携を行い、精神障害者の方々が地域で生活していくための支援について検討する。
- ・ 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築に資する内容のとして、住まいの確保、ピアサポートの活用、入院者の地域移行、家族支援等に関する内容を協議する。
- ・

【令和6年度の活動内容（作業部会を含む）】

- ・ 各委員（当事者・家族会・事業所・医療機関・行政）間での情報交換及び連携をとりながら、精神障害者の方々が地域で生活していくための支援について検討する。
- ・ 精神部会で考えられる地域に向けての取り組みとして、地区社協や民生委員との連携を図る。
- ・ 「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムについて」の構築推進のための総合的な対策の検討を行う。

※また、専門部会合同開催により、「事業所における障害者虐待の防止等に関する研修」(R6.10.21)を実施。

【令和6年度開催予定と議題等】

回	開催日(予定)	会場	議題、活動内容
1	R6.7.3	市役所	・精神保健福祉法の改正 ・精神障害者の鉄道料金割引制度の導入 等
2	R6.10月上旬	市役所	未定
3	R6.12月上旬	市役所	未定
4	R7.3月上旬	市役所	未定

(「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」構築部会(作業部会))

回	開催日(予定)	会場	議題、活動内容
1	R6.6.11	市役所	・情報共有 ・「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」について
2	R6.9月中旬	市役所	・情報共有 ・「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」について
3	R6.11月中旬	市役所	・情報共有 ・「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」について
4	R7.2月中旬	市役所	・情報共有 ・「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」について

(当事者部会)

回	開催日(予定)	会場	議題、活動内容
1	R6.5.10	愛光	・今困っていることについて意見交換
2	R6.9月上旬	愛光	未定
3	R6.11月上旬	愛光	未定
4	R7.2月上旬	愛光	未定

【構成員】

(1) 精神部会 19人

社会福祉法人(1)、当事者家族会(2)、当事者(1)、印旛健康福祉センター(1)、医療機関(3)、訪問看護事業所(1)、相談支援事業所(4)、中核地域生活支援センター(1)、通所系事業所(2)、障害者支援施設(1)、佐倉市社会福祉協議会(1)、佐倉市健康推進課(1)

(2) 作業部会 6人

社会福祉法人(1)、当事者家族会(1)、印旛健康福祉センター(1)、医療機関(1)、相談支援事業所(1)、通所系事業所(1)

(3) 当事者部会 5人

令和6年度佐倉市精神障害者相談支援事業の概要報告

社会福祉法人千手会

地域生活支援センター「レインボー」

1. 事業の目的

基幹相談支援センターにおける障害者相談支援事業及び同センターに係る事業が適正かつ円滑に実施されるよう、専門的職員（精神保健福祉士）を配置して、相談支援事業所及び関係機関（福祉、教育、医療等）と連携を図りながら、精神障害者相談支援事業を実施する。

※本事業は、障害者総合支援法の地域生活支援事業の一つである障害者相談支援事業（基幹相談支援センター等機能強化事業）として、佐倉市からの委託を受けて実施。

※担当者は鎌田大輔（精神保健福祉士、社会福祉士、主任相談支援専門員）。

2. 事業の概要

精神障害者等が障害福祉サービス等を利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、精神障害者等の福祉に関する各般の問題について、精神障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等の支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整等の権利擁護のための援助を行う。

- (1) 精神障害者相談支援事業
- (2) 精神障害者相談会
- (3) 事業所間事例検討会
- (4) 佐倉市総合支援協議会精神部会・生活支援部会への出席
- (5) 精神障害者家族会への出席

3. 事業の具体的内容・実績（令和6年4月から令和6年7月）

(1) 精神障害者相談支援事業

○主に障害福祉サービス等の利用を問わず精神障害者およびその家族等を対象として、相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等の支援を行った。

○具体的な主な事例は、以下のとおり。

・ひきこもりに関する相談対応

ーひきこもりの家族を抱える家族からの相談が増加傾向にある。例えば、20代、未受

診で家族と音信不通であったが、SNS に死にたいとの投稿があり、警察が介入したケースがあった。ベースに精神疾患があるのかどうか、精神科に掛かった方が良いのかを判断するための情報収集をした上で再度相談をするように助言を行った。

・障害福祉制度・サービス、医療に関する相談対応

－障害福祉制度、サービスに関して何も分からないという方からの相談や、主治医には遠慮して聞けない方からの医療に関する相談があり、それぞれ情報提供を中心に対応した。

・継続相談ケースに関する相談対応

－家族関係等について話を聞いてほしいとの理由で、継続的に相談支援を行っているケース等がある。

・他の相談支援事業所担当ケースに関する相談対応

－他の相談支援事業所が担当しているケースについて、本人や家族等から、支援内容の適正性等に係るセカンドオピニオンを求められた。本人等の承諾を得て、担当の相談支援専門員への確認を行い、相談者へのフィードバックを行った。

・関係支援機関からの相談

－相談支援事業所を含む関係支援機関から、支援に関する相談を受け、対応方法等に関する助言を行った。

①対応人数(実人数)：181名

②支援方法・件数

支援方法	説明	件数
関係機関	関係機関との調整(個別支援会議を除く)	157件
訪問	家庭や施設・学校等相談者がいる場所に訪問	74件
電話相談	電話に依る相談支援	62件
個別支援会議	関係機関と支援のあり方を検討(ケース会議等)	23件
来所相談	相談者が事業所へ来所	10件
電子メール	電子メールに依る相談支援	5件
同行	関係機関等への同行	0件
合計		332件

③相談内容・件数

相談内容	説明	件数
不安の解消・情緒安定	不安や孤独感の軽減を目的とした傾聴	299件
福祉サービスの利用等	サービスの情報提供、事業者の紹介、利用申請や契約に係る支援、サービスに関する苦情対応等	278件
障害や病状の理解	障害の受容・理解に関する本人や家族への支援	265件
健康・医療	医療機関の紹介や同行、服薬管理、生活のリズムや生活習慣	262件
家族関係・人間関係	家族関係、人間関係の調整	192件
生活技術	金銭管理、家事、育児に関する支援	162件
就労	就職活動や面接等に関する支援、雇用条件及び勤務先との調整	156件
社会参加・余暇支援活動	外出や移動に関する支援、サークル活動の紹介や同行等	145件
家計・経済	年金・手当・生活保護制度に関する支援	92件
保育・教育	幼稚園・保育園の紹介、子ども・子育て支援制度利用に係る助言、学校・教育進路に関する支援	78件
権利擁護	虐待発見時の保護のための措置や成年後見制度利用に向けた支援	5件
その他	上記のいずれにも該当しないもの	273件
合計		2,207件

※「(2)精神障害者相談会」、「(3)事業所間事例検討会」の件数を含む

(2)精神障害者相談会

○主に障害福祉サービス等を利用していない精神障害者等(新規ケース)を対象とする、精神障害者相談会(予約制)を実施し、必要な情報の提供及び助言等の支援を行った。

・相談件数等:

開催場所	件数	実人数
ミレニアムセンター佐倉	4件	3人
西部地域保健福祉センター	1件	1人
南部地域保健福祉センター	0件	0人
レインボー	3件	3人
合計	8件	7人

(3) 事業所間事例検討会

○精神障害者支援に係る中核的な役割を果たす拠点として、他の事業者間と困難ケース等についての事例検討会(月1回)を主催(開催)した。

・出席者:

- 基幹相談支援センター;アシスト(愛光)、レインボー(千手会)
- 障害者相談支援事業所;きらり(えのき会)、こもれびさくら(生活クラブ)、
かけはし(愛光)
- スーパーバイザー;成田市地域生活支援センター(橋本美枝氏)
- 行政;佐倉市福祉部障害福祉課

・開催日・場所(市役所1号館6階第1会議室)

	開催日
1	令和6年4月10日
2	令和6年5月8日
3	令和6年6月5日
4	令和6年7月10日

(4) 佐倉市総合支援協議会精神部会・生活支援部会への出席

○障害者総合支援法に基づき、佐倉市が設置した障害者総合支援協議会の部会に委員として出席。

- ・精神部会:令和6年7月3日(佐倉市役所社会福祉センター地下研修室)
- ・生活支援部会:令和6年7月18日(南部地域福祉センター)

(5) 精神障害者家族会の定例会への出席

○精神障害者家族会の定例会に出席し、出席者からの相談に対する助言や情報提供等を行った。

・開催日・場所(志津公民館)

	開催日
1	令和6年4月10日
2	令和6年5月8日
3	令和6年6月1日
4	令和6年7月10日

(以上)

令和6年度佐倉市療育支援コーディネーター配置事業の概要報告

社会福祉法人 千手会
地域生活支援センター「レインボー」

1. 事業の目的

基幹相談支援センターにおける障害者相談支援事業及び同センターに係る事業が適正かつ円滑に実施されるよう、専門的職員（医療的ケア児等コーディネーター等）を配置して、相談支援事業所及び関係機関（福祉、教育、医療等）と連携を図りながら、療育支援コーディネーター事業を実施する。

※本事業は、障害者総合支援法の地域生活支援事業の一つである障害者相談支援事業（基幹相談支援センター等機能強化事業）として、佐倉市からの委託を受けて実施。

※担当者は新井 真由美（社会福祉士・相談支援専門員・医療的ケア児等コーディネーター）。

2. 事業の概要

障害児等が、ライフステージを通じて一貫した療育支援を受けて、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児等の福祉に関する各般の問題について、障害児等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等の支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整等の権利擁護のための援助を行う。

(1) 障害児等相談支援事業

(2) 佐倉市総合支援協議会療育支援・教育部会への出席

3. 事業の具体的内容・実績（令和6年4月から令和6年7月）

(1) 障害児等相談支援事業

○障害児等からの相談に応じ、関係機関との連携を図りながら、必要な情報の提供及び助言等の支援を行った。

○具体的な主な事例は、以下のとおり。

・不登校の障害児に係る障害福祉サービスの利用調整

・不登校の障害児の保護者からの相談件数が増加傾向にあり、特別支援学級の担任、

スクールソーシャルワーカー、特別支援教育コーディネーター等からの要請を受けて、発達等が気になる児童の家庭訪問を行い、保護者に対し、こどもとの関わり方等に関する助言や発達検査の案内等を行った。

・就学前に障害福祉サービスを利用していたが現在は利用していない障害児について、就学後において「合理的配慮」がなされるよう、佐倉市教育センターへの情報提供と引継ぎを行った。

・医療的ケア児の学びの場に係る医療関係との調整

－「先天性中枢性低換気症・気管支軟化症・軽度知的障害」にある子どもが地域の学校の特別支援学級で教育を受けられるよう、保護者、学校及び療育支援コーディネーターによる連携会議を開催し、学校に対し、主治医による病状の説明等を行った。

①対応人数(実人数):108名

②支援方法・件数

支援方法	説明	件数
訪問	家庭や施設・学校等相談者がいる場所に訪問	63件
同行	関係機関等(病院、学校)への同行	45件
関係機関	関係機関との調整(個別支援会議を除く)	31件
電話相談	電話に依る相談支援	19件
電子メール	電子メールに依る相談支援	3件
来所相談	相談者が事業所へ来所	2件
個別支援会議	関係機関と支援のあり方を検討(ケース会議等)	1件
合計		164件

③相談内容・件数

支援内容	説明	件数
保育・教育	幼稚園・保育園の紹介、子ども・子育て支援制度利用に係る助言、学校・教育進路に関する支援	160件
家族関係・人間関係	家族関係、人間関係の調整	111件
障害や病状の理解	障害の受容・理解に関する本人や家族への支援	90件
不安の解消・情緒安定	不安や孤独感の軽減を目的とした傾聴	58件
福祉サービスの利用等	サービスの情報提供、事業者の紹介、利用申請や契約に係る支援、サービスに関する苦情対応等	45件
健康・医療	医療機関の紹介や同行、服薬管理、生活のリズムや生活習慣	23件
家計・経済	年金・手当・生活保護制度に関する支援	12件
社会参加・余暇支援活動	外出や移動に関する支援、サークル活動の紹介や同行等	4件
就労	就職活動や面接等に関する支援、雇用条件及び勤務先との調整	3件
生活技術	金銭管理、家事、育児に関する支援	0件
権利擁護	虐待発見時の保護措置や成年後見制度利用に向けた支援	0件
その他	上記のいずれにも該当しないもの	95件
合計		601件

(参考)連携した関係機関

○行政機関

- ・佐倉市:障害福祉課、こども保育課(ファミリーサポートセンター含む)、こども家庭課、母子保健課、西部保健福祉センター
- ・千葉県:印旛保健所、千葉中央児童相談所

○教育機関

- ・佐倉市教育センター、スクールソーシャルワーカー
- ・慈光幼稚園、千成幼稚園、志津幼稚園、佐倉市さくらんぼ園
- ・小竹小学校、志津小学校、井野小学校、上志津小学校、青菅小学校
- ・ユーカーリ優都ぴあ学童
- ・佐倉中学校、上志津中学校、白井西中学校、志津中学校
- ・印旛特別支援学校、桜が丘特別支援学校(学校評議員)、四街道特別支援学校
- ・佐倉市子育てコンシェルジュ「テレサ」

○医療機関

- ・八千代医療センター、下志津病院
- ・大和田訪問看護ステーション、風の村訪問看護ステーション

(2) 佐倉市総合支援協議会療育支援・教育部会への出席

○障害者総合支援法に基づき、佐倉市が設置した障害者総合支援協議会の療育支援・教育部会に委員として出席。

- ・令和6年5月8日、7月6日（南部地域福祉センター）

(参考)

①小児慢性特定疾患児に対する支援

- 印旛保健所より「小児慢性特定疾病訪問相談員」の依頼を受け、長期にわたり療育を必要とする小児慢性特定疾患児等及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う。
- 具体的には印旛保健所からの要請を受けて、医療機関から退院し地域で暮らす予定の子どもの親と面談、訪問を行う。必要に応じてピアカウンセラー（佐倉市で暮らす重症心身障害児者の家族等：嘱託職員）も同席し、病院から退院してくる児のために生活環境の調整や、活用できる制度、事業などの情報提供を行う。

②児童虐待防止ネットワーク実務者会議への参画

- 要保護児童に係る虐待を早期に発見し、その適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、要保護児童対策地域協議会として定期開催される会議に参加し、要保護児童やその保護者等に「障害」があるケースに関して障害の特性に関する対応等について助言を行う。

(以上)